

川崎市地域学校安全指導員実施要綱

〔平成19年3月21日 市長決裁〕
18川教健第1826号

(趣 旨)

第1条 本要綱は、文部科学省が定める地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業実施要綱（平成17年4月1日スポーツ・青少年局長決定）に基づき、地域と連携し、地域のボランティアを活用するなど地域全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校の安全体制を確立するため、防犯の専門家や警察官OB等を地域学校安全指導員（以下「スクールガード・リーダー」という。）として委嘱し、学校の巡回指導や学校安全ボランティア（以下「スクールガード」という。）に対する指導育成を行うよう、必要な事項を定めるものとする。

(委 嘱)

第2条 スクールガード・リーダーは、教育委員会が関係機関と協議し、次に掲げる要件を満たす人物であると、認めたとする。

- (1) 学校教育及び学校安全、学校と地域との関係、その他学校を取り巻く環境について理解があること。
- (2) 防犯に関する専門的な知識、経験を有していること。
- (3) 人格が適切で、人材を指導する能力を有すること。
- (4) 健康状態、職務の形態、その他の事情により、委嘱期間を通して職務を遂行することが妨げられないこと。

(職務内容)

第3条 スクールガード・リーダーは、次に掲げる職務を遂行するものとする。

- (1) 教育委員会が指定する区域内の学校の定期的な巡回指導
- (2) 学校内の防犯対策（事故発生時の緊急対応、地域や関係機関との連携等）に関わる指導・助言
- (3) スクールガードの指導育成
- (4) スクールガード・リーダー連絡協議会への参加

2 前項に掲げる職務の時間は、概ね次のとおりとする。ただし、派遣先の学校の実情にそぐわない場合は、教育委員会ならびに教育委員会が指定する区域内に設置する推進委員会（以下「推進委員会」という。）及びスクールガード・リーダーに委嘱された者との協議し、決定する。

- (1) 職務期間 学校の課業日を原則とする。ただし、学校の休業期間中に指導の必要が発生する場合は、この限りでない。
 - (2) 職務時間 半日単位で1回3時間程度、1日あたり2回を基本とする。
- 3 第1項の職務時間について、「スクールガード・リーダー」等の文字の入った防犯キャップ・ベスト等を着用して巡回校等へ移動している場合は、その移動時間も含めるものとする。

(服 務)

第4条 スクールガード・リーダーは、その職務の遂行にあたり、教育委員会もしくは推進委員会の指揮監督を受けるものとする。

- 2 スクールガード・リーダーの活動内容等については、推進委員会で協議の上、別途定めるものとする。
- 3 スクールガード・リーダーは、その職及び学校の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 スクールガード・リーダーは、法令に特別の定めがある場合または教育委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。解職後もまた同様とする。

(費 用)

第5条 スクールガード・リーダーの謝礼金は、第3条第2項に定める条件について、1回あたり5,000円と定めるものとする。

- 2 その他スクールガード・リーダーの活動に係る経費(被服費・傷害保険料等)については、教育委員会もしくは推進委員会が負担するものとする。

(災害等発生時の対応処置)

第6条 推進委員会は、スクールガード・リーダーに関して災害等が発生したときまたは、巡回指導中等に事故が発生したときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書により報告するものとする。

- 2 スクールガード・リーダーは、巡回指導中の事故発生が生じたときは、直ちに事情を巡回学校教職員等に連絡するものとする。
- 3 スクールガード・リーダー本人が職務遂行中の事故等により、負傷等をしたときは、傷害保険により、教育委員会もしくは推進委員会が対応するものとする。

(解 職)

第7条 スクールガード・リーダーが次の各号のいずれかに該当するときは、推進委員会は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会が認めた場合は、そのスクールガード・リーダーを解嘱する。

- (1) スクールガード・リーダーを委嘱した学校の教育方針その他に反する行為があったとき。
- (2) スクールガード・リーダーとして適格性を欠く行為があったとき。
- (3) 心身の故障により、職務を行うことが困難なとき。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が関係機関と別途協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この改正要綱は、平成17年11月22日から施行する。

この改正要綱は、平成18年2月20日から施行する。

この改正要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月21日付け18川教健第1826号にて市長決裁済)